

警告

この海域には、沖縄県漁業調整規則により、第五号共同漁業権が設定されています。漁業者以外は、サザエ・シヤコ貝・ヤコウ貝・タカセ貝・ヒロセ貝・ウニ・タコ・イセエビ・ナマコ等の魚介類、ヒトエグサ（アーサ）・モズク・オゴノリ（モーイ）等の海藻類を採取してはいけません。

また、漁業者以外は、潜水器具・水中銃・刺網・かご網等を使用して魚介類を採取してはいけません。

この規則に違反すると沖縄県漁業調整規則又は漁業法の違反となり、**罰金200万円又は3年以下の懲役が科せられます。**



※違反者を発見した場合は直ちに通報します。

(ゴミや空缶を捨てないように!)

沖縄県・名護市・名護警察署・中城海上保安署・名護漁業協同組合・名護漁業集落